

(仮称) ドラッグユタカ枚方西招提店に関する検討結果

1. 駐車需要の充足その他による大規模小売店舗の周辺の地域の住民の利便及び商業その他の業務の利便の確保のために配慮すべき事項

(1) 駐車需要の充足等交通に係る事項

①駐車場の必要台数の確保

指針による必要台数51台を上回る55台（全体収容台数67台、うち小売店舗用55台、うち従業員用12台）を計画しており、特に問題は無いと考えられる。

②駐車場の位置及び構造等

出入口は2箇所（入口1、出口1）で、ピーク1時間の来客車両台数は82台（発券ゲートなし）であり、公道に入庫待ち行列が発生するおそれがないため、入庫処理能力は特に問題は無いと考えられる。

③駐輪場の確保等

指針参考値37台を上回る40台（うち自動二輪車3台）を計画しており、特に問題は無いと考えられる。

④荷さばき施設の整備等

荷さばき車両が来客車両の動線と交差する計画であるが、左折入庫し、反時計回りで来客車両の動線と交錯しないようにして、左折出庫するとしており、特に問題は無いと考えられる。

⑤経路の設定等

案内経路は、府道枚方交野寝屋川線及び市道牧野長尾線（とうかえでの道）を利用し、左折入出庫する設定としている。来退店経路の一部が通学路に該当しているが、当該経路を利用する来客数は少なく、周辺的生活環境への影響は軽微である。ただし、来客者等に注意喚起を行う等、安全の確保に配慮する必要がある。

駐車場への掲示物の設置やホームページ、案内看板等で来客車両を誘導するとしており、特に問題は無いと考えられる。

(2) 歩行者の通行の利便性の確保等

歩行者、自動車との出入口を分散設置することで自動車動線との交錯をなくし、また、交通誘導員を駐車場出入口付近に繁忙時等の必要に応じて配置し、安全確保するとしており、特に問題は無いと考えられる。

(3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

一般廃棄物については、枚方市の一般廃棄物処理計画に基づき、Reduce（発生抑制）、Reuse（再利用）、Recycle（再生利用）等に積極的に取り組むとともに循環的利用に適さないものについては適正に処理するとしており、特に問題は無いと考えられる。

(4) 防災・防犯対策への協力

防災対策について、大規模災害時において枚方市から要請があった場合は、住民等による駐車場敷地の一部緊急避難所としての開放等、できる限り協力し、また、店舗で扱う商品を物資として提供することは前向きに検討するとしている。

防犯対策について、営業時間中は定期的に従業員が見回るようにし、夜間は照明により駐車場を照らすことで、防犯や溜まり場の形成防止に努め、閉店後は警備会社とセキュリティー契約を行い、防犯に努めるとしており、特に問題は無いと考えられる。

2. 騒音の発生その他による大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の悪化の防止のために配慮すべき事項

(1) 騒音の発生に係る事項

指針に基づき予測評価を行っている。

騒音の総合的な予測は、店舗周辺の4地点において実施しており、全ての地点で環境基準値を下回っている。

発生する騒音ごとの予測（夜間最大値）は、店舗敷地境界線上の4地点及び住居等の4地点において実施しており、住居境界線上に設定した予測地点で規制基準値を超える結果となっている。

しかし、敷地北側の道路交通騒音の影響を受けており、環境騒音の等価騒音を下回る結果となっている。

以上のことから、周辺的生活環境への影響は軽微で、特に問題は無いと考えられる。

(2) 廃棄物に係る事項等

保管施設の容量は7.5 m³（予測排出量6.9 m³）と十分確保されている。

また、ステーションボックスの設置にて臭いが出るようなものは密閉保管しており、特に問題ないと考えられる。

(3) 街並みづくり等への配慮等

大阪府屋外広告物条例・大阪府景観条例及び枚方市都市景観形成要綱に基づき、景観や街並み形成に配慮した計画にするとしており、特に問題は無いと考えられる。

3. 上記検討結果から枚方市の意見

意見	大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定による意見はない。
留意事項	<ul style="list-style-type: none">・夜間及び早朝に発生する騒音については、設置者が「生活環境の保持に配慮した事項」で提示した対応策を確実に履行する等、十分に配慮すること。・来退店経路の一部が通学路に該当しているため、来客者等に注意喚起を行う等、安全の確保に充分配慮すること。